議　　題

福祉保健関係部課長会議

議題１　音声コードUni-Voice（ユニボイス）の導入状況等について（半田市提出）

【要旨】今年３月の参議院予算委員会で、公明党議員が国・自治体の公的通知や広報などへの音声コードUni-Voice（ユニボイス）の普及促進について質問され、本市の６月市議会定例会において、同党議員からユニボイスの導入について一般質問がありました。

ユニボイスに限らず音声コードは、視覚障がい者、高齢者、日本語が理解できない外国人などにとって、情報アクセシビリティの向上に繋がると認識しており、これからユニボイスを導入した自治体の事例収集など調査研究を進めると答弁しました。

つきましては、各市のユニボイスの導入状況についてご教示ください。

※音声コードについては、今回取り上げた①携帯電話やスマートフォン・タブレット端末でも読み取れる音声コード（Uni-Voice コード）と、従来からの②活字文書読み上げ装置で読む音声コード（SP コード）の 2 種類ありますが、今回の議題では、①の音声コード（Uni-Voice コード）についてお答えください。

Uni-Voice コードは、特定非営利活動法人 日本視覚障がい情報普及支援協会（JAVIS）が開発した２次元コードで、ねんきん定期便やマイナンバー通知カードで活用されています。

（１）音声コード（Uni-Voice コード）の導入状況をご教示ください。

導入している　／　検討中　／　未定

（２）（導入している又は検討中の場合）貴市の状況についてご教示ください。

（記載例）　導入中:水道料金通知､障害福祉計画に音声コードを付しています。

（３）貴市担当の連絡先をご教示ください。

（記載例）○○市○○課　○○担当（係）

電　　話

メ ー ル

議題２　日本語の習得が不十分な障がい者（児）を適切な福祉サービスに繋げるための通訳等対応について（半田市提出）

【要旨】近年、日本語の習得が不十分な外国にルーツを持つ世帯での障がいのある（または障がいがあると疑われる）者（児）が増加しており、障がい者手帳の取得を含めた診断や相談、または、適切な福祉サービスに繋げるための聴き取りなどの対応に苦慮しているところです。

また、半田市では相談員によるプラン作成が 99%以上でありますが、相談支援事業所が自ら通訳者を設置することは困難なため、別添要領により福祉サービスの利用に限定した外国語通訳者（中国語、ポルトガル語、スペイン語、英語）の派遣を実施しています。

福祉に関わる説明は日常生活における通訳より難解であり、また、障がいのある方やそのご家族から症状、状態を聴き取ることは通訳者の高いコミュニケーション能力が必要となるため、市販の翻訳機やスマートフォンやタブレットの通訳アプリ等での対応は困難です。

つきましては、貴市における外国語通訳者の設置及び派遣の状況（内容）を教示ください。（その内容、単価や派遣の範囲等が要綱等で定めがある場合は併せてご教示ください）

【参考：当市が抱える課題として】

・別添要領の範囲外で通訳を必要とする方が増加しているため、範囲の拡大のニーズがある。

・現在の通訳は市の他課の派遣を参考に時間単価 1,500 円を謝金で支払っているが、市以外の依頼のほうが単価が高いとして他からの依頼を優先される実情がある。

（１）障がい者支援にかかる外国語通訳派遣等の取り組み状況をご教示ください。

（記載例）障がい福祉サービスの利用に際し、申請により外国語通訳者を派遣する。（参考：別添要領）

（２）貴市担当の連絡先をご教示ください。

（記載例）〇〇市〇〇課　〇〇担当（係）

電　　話

メ ー ル

議題３　個別避難計画作成への福祉専門職の参画について（安城市提出）

【要旨】

安城市では、避難行動要支援者に対する個別避難計画を作成していくにあたって、福祉専門職（高齢者：ケアマネージャー、障害者：相談支援専門員）の協力が必要であると考えています。令和４年度には、５名の要支援者をモデルケースとして個別避難計画の作成に着手し、それぞれ専門職に関わっていただきました。令和５年度以降は優先作成対象者を選定し、さらに対象者数を増やして計画作成に取り組むこととし、計画作成１件あたり国の示した 7,000 円を予算計上しています。

そこで、各市が個別避難計画作成の推進に向け、どのように取り組まれているかご教示ください。

（１）行政が主導して計画を作成する優先作成対象者について

１．抽出方法についてお答えください

※抽出に当たってのマニュアル等があればご提供ください

（例（安城市）:「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」で示された「計画作成の優先度に関する考え方」を基本とし、①安城市水害ハザードマップのハザード状況、②避難行動要支援者支援制度の要件、③ひとり暮らし高齢者認定対象者もしくは住基上独居、の①②③すべてに当てはまる人を優先作成対象者としています。）

２．現在想定もしくは計上している人数をお答えください

（例（安城市）：５０名程度）

（２）福祉専門職への説明について

１．福祉専門職のうち、個別避難計画の作成に関わっていただくことを想定している職種についてお答えください

（例（安城市）：ケアマネージャー、相談支援専門員）

２．実施もしくは予定している制度説明の場についてお答えください

（例（安城市）：８月に優先作成対象者の計画作成を依頼する専門職（個人）に対して制度説明する場を予定しているほか、令和６年２月に市内ケアマネ事業所の会議において、個別避難計画の作成について説明する予定です）

（３）計画の作成にあたっての報酬支払について

１．報酬の支払先についてお答えください

①計画作成した専門職の在席している事業所に対して支払う

②計画作成した専門職個人に対して支払う

２．報酬の金額についてお答えください

①計画作成１件あたりの金額（例（安城市）：7,000 円）

②計画更新（修正）時にも支払いをするか

※要綱等があれば提供ください

議題４　医療的ケアが必要な避難行動要支援者の避難先について（安城市提出）

【要旨】

安城市では、議題３の１.（１）で示した基準で選定した優先作成対象者のほかに、人工呼吸器使用者や在宅酸素療法患者など、医療的ケアが必要な方についても個別避難計画の早期作成をめざしています。しかし、電源が必要であるほか、必要なケアに対応できる人員が不十分であることから、避難先の選定に難航しています。

福祉サービス事業所とは避難所開設・運営に関する協定を締結していますが、災害発生後に開設の可否の報告を受けてから開設要請を行うものとなっており、平時から要支援者の避難先として明記することが難しい現状です。

つきましては、医療的ケアが必要な避難行動要支援者の避難先について、各市でどのように避難所との調整を行っているかご教示ください。

議題５　重層的支援体制整備事業について（新城市提出）

【要旨】

平成 29 年（ 2017 年）の通常国会で成立した改正社会福祉法により、社会福祉法に 地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。

この法改正に基づき地域共生社会の実現に向け、新たな事業として「重層的支援体制整備事業」が創設され、人びとの複雑化・複合化した課題を解決するための体制整備を進められていることと思います。

すでに重層的支援体制整備事業を始めている市町村、移行準備事業を実施している市町村、検討中の市町村とあると思いますが、当市では「多機関協働事業」について、ひとつの事業所が請け負うのか、専門職のネットワークをもって「多機関協働事業」として機能させていくのかが課題となっているところです。

そこで、「多機関協働事業」について、各市の取組状況や予定についてご教授ください。

議題６　身寄りのない方の死亡前後における行政のかかわり方及び円滑な死後事務対応について（知多市提出）

【要旨】家族、親族と疎遠で身寄りのない方が孤立死として発見されたり、終末期を迎えるにあたり本人に代わって各種手配をする人物がいなかったりして、対応が困難になるケースが増加し、苦慮しています。

つきましては､各市の対応について参考としたいため､以下についてご教示ください。また、行政のかかわり方として参考になる事例があればご教示ください。

（１）身寄りのない方の終末期等の各種手配について

（２）身寄りのない方の死後の事務対応について

（３）行政のかかわり方として参考になる事例

議題７　高齢者見守りについて（みよし市提出）

【要旨】本市では高齢者の見守りについて「配食サービス」「緊急通報システム貸与」「包括支援センター職員によるもの」など、様々な形で実施しているが、今後の高齢化や独居世帯の増加を見据え、ICT を活用するなどした新たな見守りサービスの構築を検討する段階にある。

貴市での事業実績や検討していることなど、ご教示いただきたい。

（１）貴市において実施している高齢者見守り事業について

（２）貴市において実施を検討している高齢者見守り事業について

議題８　基幹相談支援事業について（課税・非課税の取り扱い）（半田市提出）

【要旨】７月２日の中日新聞の記事となりました、障がい者相談支援（基幹相談支援事業）について、記事では愛知県は３８市中、本市を含め３１市が非課税との回答をしていますが、WEB 記事には「誤認」と明記されており方針の転換も含め今後の対応を迫られているところです。

つきましては、貴市の状況（課税・非課税について）についてご教示いただくたくお願いいたします。

（１）基幹相談支援センターを委託していますか。また、委託している場合は、事業者名を教えてください。

（２）（委託している場合）委託料に消費税は課税していますか。

（３）（委託している場合）課税・非課税の根拠があれば教えてください。また、税務署等の専門機関に相談したなどの経緯があればお聞かせください。

（４）（（２）で非課税と回答した場合）今後の取扱いについて、見解をお聞かせください。

（５）貴市担当の連絡先をご教示ください。

（記載例）○○市○○課　○○担当（係）

電　　話

メ ー ル